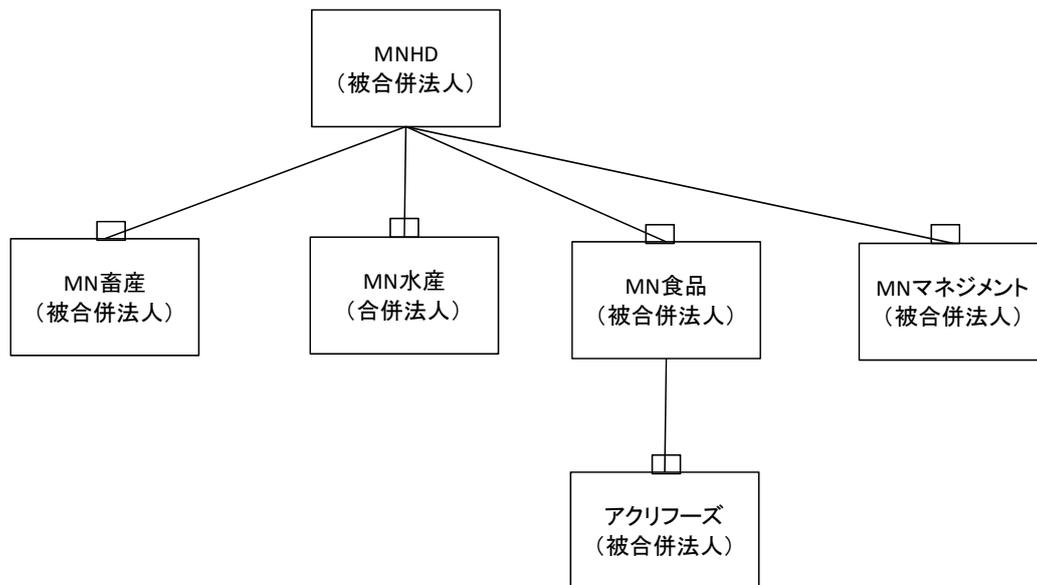


### 完全子会社による完全親会社の吸収合併について

新聞報道等によると、株式会社マルハニチロホールディングス（以下、MNHD）とその完全子会社である株式会社マルハニチロ水産（以下、MN 水産）、株式会社マルハニチロ畜産、株式会社マルハニチロマネジメント、株式会社マルハニチロ食品、完全孫会社である株式会社アクリフーズの計 6 社が吸収合併を行うとのこと。

ここで注目したいのは、完全子会社である MN 水産を存続会社（合併法人）、完全親会社である MNHD を消滅会社（被合併法人）とする吸収合併である点です。他の 3 社の合併についても MN 水産を存続会社（合併法人）、他の 3 社を消滅会社（被合併法人）とされています。

なお、MNHD のプレスリリースによれば、MN 水産を存続会社とする理由は、事業会社である MN 水産の各種許認可等を継続させる事など事業活動に関する様々な影響を最小限にするためとされています。



完全親会社を合併法人、完全子会社を被合併法人とする吸収合併が適格合併となるケースは頻繁に見受けられますが、それとは逆に、完全子会社を合併法人、完全親会社を被合併法人とする吸収合併については、適格合併となるのでしょうか。

当事者間の完全支配関係がある場合の合併の適格要件は、①合併法人と被合併法人との間にいずれか一方の法人による完全支配関係があること、②合併対価として合併法人株式（又は合併親法人株式）以外の資産が交付されないことの 2 つとなりますが（法法 2 十二の八イ、法令 4 の 3②一）、完全子会社を合併法人、完全親会社を被合併法人とする吸収合併であっても、合併法人と被合併法人との間にいずれか一方の法人による完全支配関係（合併法人による完全支配関係に限定されません。）があることに相違ありませんので、完全子会社が合併対価として完全親会社の株主に完全子会社の株式のみを交付する場合には、

その合併は適格合併となります。

また、合併に係る受入れ処理については、完全親会社を合併法人、完全子会社を被合併法人とする吸収合併と基本的に異なるところはありませんが、被合併法人である完全親会社から承継する資産の中には、合併法人である完全子会社の株式（自己株式）も含まれることとなりますので、これについては、完全親会社におけるその株式の帳簿価額相当額分だけ完全子会社の資本金等の額を減少させることとなります（法令 8①十八ロ）。

### 中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美

税理士 小松 誠志

〒 107-0052

所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス

TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856

e-mail info@nakayoshi-tax.com

事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

### 中村慈美税理士事務所について

| 税務相談        |   |
|-------------|---|
| 組織再編(M & A) | 合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。  |
| 不良債権処理・事業再生 | バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。   |
| 専門家向けアドバイス  | 弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。  |
| 会計・申告       | 会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。  |
| 税務代理等       |   |
| 税務調査対応・不服申立 | 税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。<br>不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。<br>【業務実績の紹介】<br>・ <a href="#">重加算税/仮装の事実がないと認定した事例 平成 16 年 5 月 19 日裁決</a> 他                             |
| 事前照会        | 国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。<br>【業務実績の紹介】<br>・ <a href="#">株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成 21 年 3 月 31 日回答</a>  |
| 意見書作成       | 税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。<br>【業務実績の紹介】<br>・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件（申立審（東京地方裁判所）） 他<br>「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」（商事法務）に意見書が掲載されています。 |
| 会社設立・各種届出   | 会社設立前相談から設立後届出まで行います。   |
| 講演          | 専門家等へのセミナーを行っております。   |
| 執筆          | 組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。  |